# 第7次地域管理経営計画書

(大分南部森林計画区)

自 令和 7年4月 1日 計画期間 至 令和12年3月31日

九州森林管理局

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

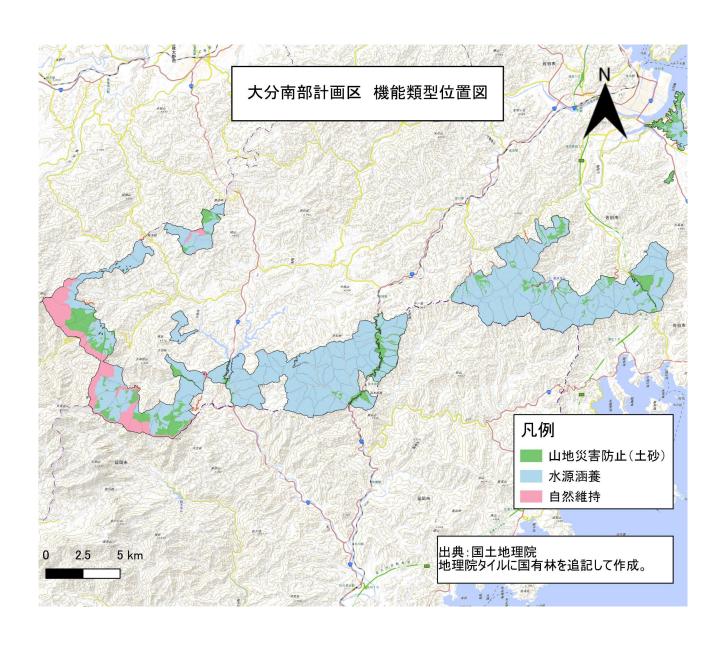
また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成 25 年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する 国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層 推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林 業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていく。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)第 6 条第 1 項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後 5 年間の大分南部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

大分南部森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、 さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。



# 目 次

1		国有	す林野	の管	了理	経営	会に	関す	トる	基ス	卜的	な	事項	頁	• • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •			• • • •		1
(	(1	) [	国有林	蜉奵	管	理稻	区営	の基	基本	方釒	+	•••			•••			••••			• • • • • •			• • • •		1
		1	森林	計画	可区	の根	无況			••••		•••			•••			••••			• • • • • •			• • • •		1
		2	国有	林里	予の	管理	1経	営の	)現	状及	支び	評	価	•••	•••	• • • •		••••			• • • • • •	• • • • •		• • • • •		1
		3	持続	三可能	自な	森材	ҟ経	営の	実	施力	方向				•••	• • • •		••••			• • • • • •	• • • • •		• • • • •		2
		4	政策	課題	頁へ	の対	寸応	• •		• • • •		•••			•••			• • • •						• • • •		3
(	2	) 核	後能類	型に	こ応	じた	- 管	理組	圣営	に厚	関す	る	事項	頁	•••			• • • •						• • • •		3
		1	機能	類型	世ご	との	管	理約	圣営	のフ	方向		• • • •		•••			••••			• • • • •			• • • •		3
		2	地区	こごと	· 0	管理	里経	営の	方	向	•••	• • • •	• • • •		•••			• • • •			• • • • •			• • • •		5
(	3	) 柔	森林・	林業	纟施	策全	全体	の推	推進	~0	り貢	献	に必	公要	な	事工	頁	••••			• • • • •					6
		1	「新	Fしい	、林	業」	の	実現	見に	向り	ナた	効	率的	りな	施	業の	の推	進と	: 民	有林	関係	者~	への普	昏及		6
		2	林業	事業	と体	· 材	木業	経営	含体	の背	育成		• • • • •		•••	• • • •		••••			• • • • •			• • • • •		6
		3	市町	村の	)森	林•	林	業行	亍政	にす	けす	る	技術	<b></b>	援			••••			• • • • •			• • • • •		6
		4	森林	:・	木業	技徘	5者	等の	育	成う	支援				•••			••••			• • • • •					7
		(5)	その	他	•••	• • • • •	• • • •			• • • •		•••	• • • • •		•••			••••		••••	• • • • •			• • • •		7
(	4	) 主	三要事	業の	)実	施に	. 関	する	事	項	•••	• • • •	• • • • •			• • • •	• • • •		••••		• • • • •		• • • • • •	•••		7
		1	伐苕	系総量	量	••••		••••		••••			• • • •	• • • •		••••	••••			• • • • •	••••	• • • • •		• • • •		8
		2	更新	斤総量	畫	••••		••••		••••			••••	• • • •		••••	••••			• • • • •	••••			• • • •		8
		3	保育	育総 🕹	量	••••		••••		••••	••••		••••	••••		••••	••••			• • • • •	••••	• • • • •		• • • •		8
		4	林道	重の関	開設	:及て	び改	良0	の総	量	••		••••	• • • •		••••	••••			• • • • •	••••			• • • •		8
(	5	) ?	この他	. 必要	をな	事項	Į		• • • •	••••		•••	• • • • •	• • • •	•••	• • • •		••••			••••	• • • • •		• • • •		8
2		国有	す林野	の維	挂持	及ひ																				9
(	(1	) 送	巡視に	. 関す	トる	事項	Ę	• • • • •	• • • •	••••		•••	• • • • •	• • • •	•••	••••	• • • • •	••••		• • • • •	• • • • •			• • • •		9
		1	山火	事例	方止	等の				-																9
		2	境界	しの傷	全系	管理	E	• • • • •	• • • •	••••		•••	• • • •	• • • •	•••	••••	• • • • •	••••	• • • • •	•••••	••••			• • • •		9
	•	, .,	林病								-					-	-									9
			身に保																							9
(	(4)	) そ	の他	必要	はな	事項	Į.	• • • • •	• • • •		• • • •	•••	• • • • •	• • • •	•••	••••	• • • • •	• • • • •		•••••	••••	• • • • •		• • • •		9
3			重物の																						1	0
			材の																							0
(	. 2	) ?	この他	L 必 男	をな	事項	į		• • • •	••••	• • • • •	•••		• • • •	•••	••••		••••		• • • • •	• • • • •				1	0
4		団≠	<b>す林</b> 野	i on 14	ĹΗ	1ヶ 則	日十	スゴ	巨百																1	0
			有林																							0
			有林																							0
			· の他																							0
5		国有	す林野	: とー	- 体	とし	て	整備	<b>責及</b> で	び保	全	を行	行う	ک	とな	が相	当	と認	めら	れる	5民	有林	野の	整		
	備	及て	が保全	等は	こ関	する	5事	項																	1	1

(1)民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項	1	1
(2)公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	1	1
(3) その他必要な事項	1	1
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	1	1
(1) 国民参加の森林に関する事項	1	1
(2) 分収林に関する事項	1	1
(3) その他必要な事項	1	1
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1	2
(1)林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1	2
(2)地域の振興に関する事項	1	2
(3)その他必要な事項	1	2

#### 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

#### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、大分南部森林計画区を管轄区域とする国有林野 13,798ha であり、大 分県の南部(佐伯市)に位置している。

また、本計画区の夏木山、木山内岳及び傾山周辺は、祖母傾国定公園に指定されている とともに、祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域に指定されており、自然環境の 保全・形成、学術研究等に重要な役割を果たしている。

#### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、大分森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は13,798 haで計画区全体の森林面積78,396 haに対して15%を占めている。主な樹種としては、針葉樹はスギ、ヒノキ、アカマツ、広葉樹はカシ、クヌギなどとなっている。林相別に見ると、針葉樹林6,153ha、針広混交林3,386ha、広葉樹4,099haとなっている。

蓄積は4,047 千㎡で計画区全体の蓄積26,152 千㎡に対して18%を占めている。また、人工林面積は7,720 haで人工林率は56%となっている。

森林の種類は、普通林が 186 haで 1%、制限林が 13,612 haで 99%となっている。なお、制限林のほぼ 100%が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が 98%となっている。

#### ○ 大分南部森林計画区内の森林資源状況

(単位: ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面積	7, 720	5, 692	387	13, 798
蓄積	2, 861, 169	1, 186, 021	_	4, 047, 190

注: 合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、主伐は、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長等により、計画を下回る結果となり、これに伴い造林面積も計画量を下回った。また、間伐については、入札不調等により計画を下回る結果となった。

林道等の開設・改良については、施業予定を考慮してより優先度の高いものから実行したが、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所の復旧を優先したため、計画を下回る結果となった。

#### ○ 主要施策に係る計画量と実行量

	項目	計画	実 行	
伐採	立木材積	520, 000 m <sup>3</sup>	124, 305 m <sup>3</sup>	
	主 伐	118, 959 m³	11,059 m <sup>3</sup>	
	間 伐	401,041 m³ (3,625ha)	113, 246 m³ (800ha)	
造林	面積	195ha	21ha	
	人工造林	193ha	21ha	
	天然更新	2ha	-ha	
林道	等の開設又は改良	開設:19.5 km 改良:26 箇所	開設:3.5 km改良:5 箇所	

計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

#### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から 将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林 の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加してお り、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準(54指標)が 示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び 森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

## 生物多様性 の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林 等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野 生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業 を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全 ・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を 推進するとともに、原生的な天然林や里山林、渓畔林、保護樹帯等を各々 の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築 を図る。

## Ⅱ 森林生態系 の生産力の維 持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の 適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的 機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、 設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道(林業 専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道の適切な組合せによる路網の 計画的な整備を推進する。

# Ⅲ 森林生熊系 力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火 の健全性と活 事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連 する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防 除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、 被害防除及びシカの捕獲を推進する。

# IV 土壌及び水 維持

降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のた 資源の保全と│め、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持の ために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する 期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策と して、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連 携した効果的な治山対策に取り組む。

# V 地球的炭素 循環への森林 の寄与の維持

地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけるこ とのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生 林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能 を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、間伐や再 造林等の森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用 促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。

# VI 社会の要望 社会・経済的 び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果 を満たす長期 | 的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森 的・多面的な┃林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関す る技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーション 便益の維持及「の森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図 るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」 の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強 化に取り組む。

# VII 森林の保全 法的、制度的 組

I~Ⅵで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管 と持続可能な | 理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切 経営のための な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら 進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関 及び経済的枠 車する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対す る意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民 の理解の促進を図る。

#### ④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源瀬養等の公益的機能の維持増進、「新しい林業」 の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、 地球温暖化防止や生物多様性の保全に加え、スギ人工林の伐採・植え替え等の花粉発生源 対策の加速化などの政策課題に取り組む。

また、近年、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化 する傾向にあることを踏まえ、林地保全に配慮した施業等に、より一層取り組む。

#### (2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ(土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア)
- ・自然維持タイプ
- 森林空間利用タイプ

- ・快適環境形成タイプ
- 水源涵養タイプ
- の機能類型区分を行い、重視すべき各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。 なお、地域別の森林計画における公益機能別施業森林との関係は下表のとおり。

#### ○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

		公益的機能別施業森林						
		水源涵養	山地災害	快適環境	保健機能			
	機能類型	機能維持	防止機能/	形成機能	持増進森			
		増進森林	土壌保全	維持増進	林			
			機能維持	森林				
			増進森林					
山地災害防止	土砂流出・崩壊防備エリア	0	0					
タイプ	気象害防備エリア	0	$\circ$	$\circ$				
快適環境形成分	タイプ	0		$\circ$				
水源涵養タイプ	プ	0						
自然維持タイプ	<i></i>	0	0		0			
森林空間利用名	タイプ	0	0		0			

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」(別冊)によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項 山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害 の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次 の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等 を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項 自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝 資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自 然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

- ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項 森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優 れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利 用の形態に応じた管理経営を行う。
- エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項 快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域 住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれ の機能に応じた管理経営を行う。
- オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項 水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に 発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水 能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を 目標として管理経営を行う。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に 配慮する。

#### ② 地区ごとの管理経営の方向

ア 番匠川地区 (101~166 林班)

佐伯市の上流部、宮崎県との県境に位置し、10~40年生のスギ、ヒノキ人工林が多い。 急傾斜地が多く、赤木川、黒沢川及び山口川の上流域については、山地災害防止機能や水源 瀬麓機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」又は「水源 瀬養タイプ」に区分して管理経営を行う。

#### イ 赤松地区 (1045~1088 林班)

鐙川の支流、標高 200~500mの地点にあり、スギ、ヒノキ、アカマツ等の人工林が多い。 全体的に地形は緩傾斜であるが、全域を水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能 や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養 タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 藤川内地区 (1001~1013、1030~1044、1089 林班)

北川の支流、標高 100m~1,400mの地点にあり、スギ、ヒノキ等の人工林が多く占めている。地形が急峻であり、また、1001~1003 林班及び 1040~1044 林班の下流域に養魚場があり、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、木山内岳周辺は、祖母傾国定公園に指定されるとともに、祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域に設定され、さらに、平成29年に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの核心地域として登録されており、自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

#### 工 傾山地区 (1014~1029 林班)

本計画区の南西部に位置し、傾山(1,605m)を中心に北東及び南東の方向に稜線が延びて

いる。北川の支流、中岳川上流域の標高 400m~1,600mの地点にあり、多くは 40 年生前後のスギ、ヒノキ人工林である。全域を水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、傾山周辺は、モミ、ツガ等の天然林であり、祖母傾国定公園に指定されるとともに、祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域に設定され、さらに、平成29年に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの核心地域として登録されており、自然環境の保全に係る機能を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

#### (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

本計画区の国有林野の管理経営に当たっては、県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営 体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

#### ① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

#### ② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、 年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努 めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札 方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、 労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組む。

また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

#### ③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士(フォレスター)の資格を有する

職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

#### ④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努める。

#### ⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進(関係機関と連携した野生鳥獣被害対策の実施等)、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

#### (4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、地球温暖化対策・花粉発生源対策として適切な間伐や木材利用の推進、エリートツリー等の再造林に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件 や社会的条件、政策課題への対応を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや 花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林 資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林 ・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

#### ① 伐採総量

区		分	主 伐	間	伐	臨時伐採量	計
本	計	画	224, 83	)	418, 180 (3, 427)	19, 990	663, 000
前	計	画	94, 27	3	401, 041 (3, 625)	24, 686	520, 000

(単位: m³、ha)

(単位:ha)

(単位:ha)

注: ()は、間伐面積である。

#### ② 更新総量

$\overline{}$		– –	_		· · · · · · /
区		分	人工造林	天然更新	計
本	計	画	409	2	411
前	計	画	193	2	195

注: 合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

#### ③ 保育総量

区		分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本	計	画	360	61	212	1
前	計	画	681	140	192	_

#### ④ 林道の開設及び改良の総量

1.7	7	開	設	改	良
	区 分	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量(m)
数	量	11	7, 900	49	16, 600

#### (5) その他必要な事項

治山事業は、国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなる

MAFF-SAT (農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)をリエゾン (情報連絡員) や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

#### 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

#### (1)巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、森林レクリエーションを目的とした入林者が多く、特に、冬季から春季にかけては、九州山脈を越えて吹く北風によるフェーン現象で乾燥が続き、山火事発生の危険が増大する。このため、地元住民や消防団、関係自治体と連携を密にして、山火事防止の PR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努める。

#### ② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実に行い、境界の保全管理に努める。

#### (2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

特に、松くい虫被害については、適切な防除により被害のまん延防止に努める。

#### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

本計画区は、貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動等やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

### (4) その他必要な事項

本計画区は、全般的に傾山を中心とする山系であり、かつ、番匠川及び北川の上流域に位置する山地であることから、事業実行に当たっては、水源涵養、林地の保全、景観の保持及び森林生態系の保護等に十分配慮する。

深刻な状況にあるニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害のモニタリングを推進し、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動等や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力による効果的かつ効率的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっ

ては水源の涵養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮する。

尾根筋や渓流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物 多様性の保全に努める。

#### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

#### (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や 路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産や ニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において、木材利用の促進に取り組む。

#### 4 国有林野の活用に関する事項

#### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努める。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に 基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取 り扱う。

特に本計画区の赤木谷及び青山地域は、水源かん養保安林に指定され、下流域の住民の水がめとして重要な役割を果たしていることから、これら地域においては、住民参加による水源林の造成を推進する。また、藤川内渓谷は、登山、森林浴などの場として多くの人に利用されており、保健休養の場としての活用を推進する。

本計画区は、分収造林の設定箇所も多く、今後とも木材産業の活性化をはじめとする地域振興への国有林野の活用を積極的に推進する。

#### (2) 国有林野の活用の具体的手法

本計画区における国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地については貸付又は売払い等による。また、水源林造成等については、分収林制度を積極的に活用する。

#### (3) その他必要な事項

該当なし

- 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保 全等に関する事項
- (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化 や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林 野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等に取り組む。

また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組む。

#### (2)公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病害虫、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努める。

## (3) その他必要な事項

該当なし。

- 6 国民の参加による森林の整備に関する事項
- (1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

### (2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

#### (3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国

民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

#### ○ 多様な活動の森

名 称	面積(ha)	位置 (林小班)
ととろの里自然学校・遊学の 森	6.87	1030 は 2、 に 1、 に 2、 ほ

#### 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行う。

#### (2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与することに努め、 その際には特に次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

#### (3) その他必要な事項

該当なし。